

施設利用調整基準表

○基準指数

番号	種別	保護者(父母)の状況	指数		認定	
			父	母		
1	居宅外労働	月150時間以上の就労を常態	10	10	標準時間 短時間	
		月140時間以上の就労を常態	9	9		
		月120時間以上の就労を常態	8	8		
		月100時間以上の就労を常態	7	7		
		月80時間以上の就労を常態	6	6		
		月64時間以上の就労を常態	5	5		
2	居宅内労働	月150時間以上の就労を常態	9	9	標準時間 短時間	
		月140時間以上の就労を常態	8	8		
		月120時間以上の就労を常態	7	7		
		月100時間以上の就労を常態	6	6		
		月80時間以上の就労を常態	5	5		
		月64時間以上の就労を常態	4	4		
3	出産	出産予定月の前後2か月		8	標準時間	
4	保護者の 疾病	1か月以上の入院または入院見込み	10	10	標準時間	
		居宅内 療養	1か月以上の常時臥床	10		10
			精神疾患	10		10
			一般療養 安静を要する状態(常時臥床に至らない程度)	8		8
5	保護者の 障害	身体障害者 手帳	1級もしくは2級	10	10	標準時間
			3級	7	7	
			4級から6級	5	5	
		精神障害者 保健福祉手帳	1級もしくは2級	10	10	
			3級	8	8	
		療育手帳	A1・A2・B1	10	10	
B2	8	8				
6	親族の介護 入院・看護	施設・病院等の付き添い(指数は居宅外労働に準ずる)				標準時間 短時間
		居宅介護	要介護5・4	10	10	
			要介護3	8	8	
			上記以外の程度	4	4	
7	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない	10	10	標準時間	
8	就学等	学校・職業訓練(指数は居宅外労働に準ずる)			標準時間 短時間	
9	父母不存在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等	10	10	標準時間	
		父母が単身赴任等で市外居住	10	10		
10	求職(起業準備)	求職中(起業準備を含む)	2	2	短時間	
11	特例	虐待やDVのおそれがあること	10	10	標準時間	
12	その他	市の認める事由()	10	10	標準時間	

・複数の要件に該当する場合、指数の高い方の要件を採用する。

・就労時間は、規則に基づく実労働時間とし、休憩、残業、通勤時間は除く。

・居宅外労働は就労者住所地番と別所で就労する場合をいい、居宅内労働は就労者住所地番と同所で就労する場合をいう。

○調整指数

番号	区分	状況	指数
1	ひとり親	ひとり親世帯	3
2	生活保護	生活保護世帯	1
3	保護者失業	保護者(父母両方)の失業により、就労の必要性が高い場合	1
4	児童の障害	児童または児童と生計を一つにしている児童が障害を有する場合	2
5	再入所	育児休業や家庭の都合により退所後、同じ保育所に再入所を希望する場合	3
6	産休・育休明け	産休・育休明けに入所を希望する場合	2
7	保育士	保護者が市内の認可保育施設に保育士として勤務している、または、勤務予定の場合	15
8	年長児	児童が次年度就学を控えている場合	3
9	連携施設入所	小規模保育事業施設など地域型保育事業施設の卒園を控えた児童が、連携施設(保育受入機能を持つものに限る)に第1希望で入所希望する場合	100
10	小規模卒園児	小規模保育事業施設など地域型保育事業施設の卒園児(3歳児)の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)(第1希望で連携施設に入所希望する場合は除く)	5
11	認可外入所中	認可外保育施設で保育中の場合(企業内託児施設は除く)(産休・育休中の場合は除く)	2
12	企業内従業員枠入所中	企業内託児施設で保育中の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合を含む)(産休・育休中の場合は除く)	1
13	認定こども園入所中	認定こども園において教育利用を行っている児童が、同一施設における保育利用を希望する場合(基準指数の求職(起業準備)で加点されている場合は除く)	20
14	転入前入所中	転入による入所希望であって、転入前の市区町村の認可保育施設で保育中の場合	2
15	兄弟在園	第一希望で希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している場合(一時保育を除く)	18
16	兄弟同時申請	兄弟姉妹同時申請の場合	2
17	第3子以降	第3子以降の児童(第3子以降保育料免除事業対象児童が対象)の入所を希望する場合	1
18	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	100
19	同居祖父母	同居祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	3
20	別居祖父母	別居(市内在住)祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	1
21	保育料滞納	未納の保育料が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない、または未納保育料の納付約束を履行しない場合(卒園児、退園児も含む)	-10

・調整指数において、同時に複数に該当する場合は、該当するものを全て加(減)算したものを世帯の調整指数とする。ただし、番号13に該当する場合は番号15の加算を行わない。

・必要書類が未提出の場合は利用調整の対象外とする

(備考)

利用調整に当たっては、本基準表の指数を基本とする。

以上の方法で基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、次に記載する順に優先する。

番号	状況
1	小規模保育事業施設など地域型保育事業施設の卒園児(3歳児)の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)
2	希望する保育所の希望順位が高い場合
3	基準指数が高い場合
4	入所希望月が早い場合
5	調整指数間の優先順位(①ひとり親、③児童の障害、④産休・育休明け、⑤生活保護、⑥保護者失業、⑦兄弟同時申請)
6	申込事由間の優先順位(①虐待、②災害、③不存在、④疾病、障害、⑤居宅外就労、⑥介護、⑦居宅内就労、⑧就学、⑨出産、⑩求職)